

市主催イベント等への対応について

令和 2 年 4 月 8 日
飯 能 市

1 市主催イベントについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、5月6日までの市主催イベント、行事については、原則、中止又は延期とします。

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催するものは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示す、「多くの人が参加する場での感染症対策のあり方の例」を参考に適切な措置を講じ実施するものとします。

なお、指定管理者に対しては市の方針を伝え、同様の対応を要請します。

2 各種団体等が開催する総会等について

総会等の開催を予定している自治会、PTAなどの各種団体に対して、以下のことをお願いします。

- ・ 総会等については、中止や延期を検討するほか、会則に定めがある場合には、書面で評決するなど工夫をする。
- ・ やむを得ず開催する場合には、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3つの条件が重ならないようにする。
- ・ 数名以上の会食で感染が広まった事例も報告されていることから、集まりの前後の懇親会などは控える。集会場や自宅などでの開催についても同様に控える。
- ・ 手洗い、咳エチケットについて徹底する。